主 文

原判決中被告人Aに関する部分の控訴を棄却し、その他の各被告人に関する部分の原判決を破棄する。

被告人B組合、同B組合C支部は無罪。

被告人Dを罰金壱万円に、被告人Eを罰金五万円に処する。

右罰金を完納しないときは金五百円を一日に換算した期間その被告人を 労役場に留置する。

訴訟費用中原審において証人F同G同Hに支給したものは被告人D同Eの負担とする。

理 由

第一 被告人B組合及び同B組合C支部関係

職権を以つて、公訴事実中の政治資金規正法(法と略記する)違反団体としての B組合(旧B組と略記する)及び旧B組C支部と、本件で被告人とされているB組合(新B組と略記する)及び新B組C支部とが同一かどうかについて判断する。

(一) 新旧両B組の改変経過について。

それ故公訴事実中の本法違反行為主体の団体としての旧日組は労組法上の労働組合であり、昭和二十六年五月十二日北海道知事から登録通知を受けて以来(それまでは、地公法附則第十四条によりなお従前の例によるとされている)現在に至る新日組は地力公務員の組織する職員団体であるといわねばならない。

(二) 労働組合こしての旧日組と職員団体としての新日組の実質的差異について。

新B組が前叙のように労働組合法の下こおける労働組合であつたとは謂え同組合の主たる構成員である公立学校教職員については、すでに昭和二十三年政令あ一号が適用されていたのであるから右職員に関する限り旧B組は臨時的では否認が争議権を伝家の宝刀とする「拘束的性質を帯びたいわゆる団体交渉権」は不禁止されていたのであるが多議権を伝家の宝刀とする「拘束的性質を帯びたいわゆる団体であるである。ては、又争議行為ないし「怠業的行為」は刑罰権を以て禁働基本権の制限につさる。ていて、これを地公法適用下の新B組の職員に比較すると労働基本権の制限についてもるいの制度の政治的活動に、対しているのによが、職員の政治的活動に、対してはならはないの団体の結成に関与して、おりに、対してはならの団体の構成となる外、同条第二項の政治的行為の制限を規定して所謂「職員の政治的中立性」を強いてはない、政治的行為の制限を規定して所謂「職員の政治的中立性」を強いているのである。

この地公法による職員の政治的中立性の堅持の要求は国民の政治活動の自由に対して大きな制限を加えるものであり、かかる制限の妥当性が認められる唯一の根拠は、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職責を担いそれ故に地方公共団体の行政の公正な運営を確保する義務があるとされる一方、政治的中立性の確保によつて職員自身の利益が保護されるという点に見出されるのである。

このような地方公務員の地位は、地公法適用前の旧B組組合員たる公立学校の教職員に比して法律上は勿論、政治、経済、社会上も全く異つた取扱待遇がなされる

こととなつたのであつて新旧B組の構成員は単に官私立教職員を除外したという点 の外その性格において重大な変更を生ずることとなったのである。

而して右構成員の変動は、地公法の適用によつて現実に旧B組が新B組となつた 時において実質的に生じたこととなるので次に新旧両団体の改変についての地公法 の経過規定を検討する。

新旧両団体の改変に関する地公法の経過規定について。

地公法附則第十五項は「第五十八条第一項の規定施行の際現に存する法人である 労働組合でその主たる構成員が職員であるものが第五十三条第一項の規定により登 録されたときは第五十四条第一項の法人である職員団体として設立されたものとみ なす」と規定し、第十六項で「第五十八条第一項の規定施行の際現に存する労働組 合で、附則第十三項の規定による登録の申請をしないものは、この法律公布の日か ら起算して四月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものの うち登録をしない旨の通知を受けたものは、この法律公布の日から起算して五月を 経過した日において、それぞれ解散するものとする。」と定めているのである。

すなわち第十五項は「職員団体として設立されたものとみなす」と規定している のであるかり、旧組合がそのまま職員団体とみなされるものでないことは一点疑を 存しない。而して第十六項ては職員団体としての登録不申請のもの、又は不登録の ものについては一定の期間の経過と共に当然解散されるものとしている点を考慮に 容れると、第十五預の解釈としては労働組合がそのまま職員組合になるのではなく て本来労働組合としては解散手続を採つてこれを消滅せしめ新しく職員団体の設立 手続を採らしむべきものであるのを特に手続の簡易化を期する意味でこれを省略す

ることを得せしめるために同項のような規定が設けられたとするのが適当である。 右の次第であるから両団体の間には、その綱領、規約等による組合の目的、組織 等についての考察をするまでもなく団体としての実質に重大な変動を生じ、旧B組 は、地公法の下で新日組として登録されその旨の通知を受けた昭和二十六年五月十 二日において名実共に消滅したものであるし、新B組C支部も右同様の理由の外旧 B組の消滅という理由とによつて旧B組の一支部としては(法第十八条による団体

としても)右日時において存立を失つたものとしなければならない。 従つて、本件公訴を提起された被告人たる新B組及び新B組C支部と公訴事実中において本法違反主体であるとされている旧B組及び旧B組C支部とは全く別個の 団体であることか明瞭である。しかるに法原判決はこの点についての判断を誤り新 旧両団体間にそれぞれ同一性を認めたのは事実の誤認があり、その誤が判決に影響 を及ぼすことが明らかであるから、原判決中被告人B組合及び同B組合C支部に関 する部分は他の控訴趣意についての判断をなすまでもなく、刑事訴訟法第三百九十 七条、第三百八十二条により破棄を免れない。而して右は当審において直ちに判決 をすることができるので同法第四百条但し書に従つて判決をすることとする。

被告人B組合に対する本件公訴事実は

「被告B組合は昭和二十六年二月三日頃同組合臨時大会において、同年四月施行 せらるべき北海道知事選挙に候補者としてKを推薦することを決議し、 右目的を達 成する一手段としてその選挙運動等の政治活動を行うため政治団体を結成すること を定め、右選挙運動等の政治活動資金に充てるため臨時斗争資金名下に同組合員ー 人につき百円宛を徴収することを決定して、その頃から逐次石資金を徴収すると共に同年二月十二日前記の政治団体として実質的には同組合員を以て主体とするL会 なる政治団体の結成を遂げ、政治資金規正法第六条に基くその届出をなし、その後 同年四月三日B組合としても亦北海道選挙管理委員会に対して政治資金規正法第六 条の規定による届出をなしたものであるところ、被告B組合は政治資金規正法第六 条又は第七条による届出がなされた後でなければ政治活動のために如何なる名義を 以てするを問はず支出することができないのに拘らず、その届出前である同年三月 十五日頃から同年四月二日頃迄の間に別表(一)記載の通り五回にわたりいづれも 札幌市ab丁目B組合本部において、右L会に対し、政治活動のため合計百万円を

寄附してこれを支出したものである。」 というのであり、被告人B組合C支部に対する本件公訴事実は、 「被告B組合C支部は昭和二十六年二月二十四日同支部年次大会において、同年 四月に施行せらるべき地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に際し、北海道知事 選挙の候補者として同年二月三日のB組合臨時大会おいて推薦を決定したKを、北 海道議会議員選挙の候補者として同年一月二十九日の前記C支部臨時支部委員会に おいて推薦を決定したFを、小樽市議会議員選挙の候補者として同年二月十日の前記C支部臨時支部委員会において推薦を決定したH及びGをそれぞれ推薦支持する ことを確認し、右H及びGに対しその選挙のための経済的援助をなすことを決議したものであるところ、被告B組合C支部は政治資金規正法第六条又は第七条の規定による届出がなされた後でなければ政治活動のためにいかなる名義を以てするを問わず支出することができないのに拘らず、前記届出をなさないで同年同月十日頃から同月二十六日頃迄の間に別表(二)記載の通り三回に亘りいづれも小樽市c町d丁目e番地前記C支部事務所において、B組合が前記Kをはじめ同組合が推薦を決定した各候補者のための選挙運動等の政治活動を行うために結成した政治団体であるしたに対し政治活動のため合計金十九万六千八百円を寄附してこれを支出したものである。」

というにあるが、前記被告人B組合及び同B組合C支部に対する被告事件についてはいづれも犯罪の証明がないのであるから刑事訴訟法第三百三十六条に則りそれぞれ無罪の言渡をすることとする。

第二 被告人A、同D、同E関係。

被告人Aは旧B組の責任者として、被告人Dは旧B組C支部の代表者、同Eはは支部の責任者としてそれぞれ記載されていることは本件公訴事実によって明かであるから、被告人B組(すなわち新B組)及同B組C支部(すなわち新B組C支部)が前記第一記載のとおり無罪であること〈要旨第一〉とは関係なく、別にそれぞれの控訴趣意について判断しなければならない。法第二十三条第二項の罰則は、前〈/要旨第一〉項の場合には、併せてその田体又はその支部の代表者若しくは主幹者そのの責任者を処罰することができる旨を定めているが、知意とを要もいるは代表するといるではなく、団体等に違反があった場合にはその表書をいう意味ではなく、団体等に違反があった場合にはその表書をいう意味できるものとしてこれ等のものの特段の注意を期待し本法の取締となる団体にあるがあった場合、当該団体が解散であるが、特定選挙に際し全く一時的に結成される場合があった場合、当該団体が解散でであるが、斯かる団体に本法違反行為があった場合、当該団体が解散でであるが、斯かる団体に本法違反行為があった場合、当該団体が解散でであるが、斯かる団体に本法違反行為があった場合、当該団体が解散を追求のである。

検察官高木一の控訴趣意は同人提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用し、以下これについて判断する。

(甲) 被告人Aに対する分。

控訴趣意第一点(法令適用の誤)について。

〈要旨第二〉政治資金規正法第四条は「この法律において公職の候補者とは、第二条の規定による選挙において、公職選〈/要旨第二〉挙法の定めるところにより、候補者としての届出をし、又は推薦届出をされた者をいう」。と規定しているのであるから、法第三条、第八条等に所謂「候補者」とはすべて届出後の候補者を指称するものであつて、未だ立候補の届出を完了していない者すなわち「候補者たらんとする者」は右の候補者の中には含まれないことは明である。

所論中、「候補者」を届出完了者に限ると立候補届出前の候補者を中心とする悪質な脱法行為を取締ることが不可能となり、同法が第八条を設けた効果は失われ、法第一条の立法精神が没却されるという論旨は、取締目的の点を殊更に重要視定の明文を超えて解釈するものであつて、反つて法の立法をは活動についてはその候補者は届出完了の者に限つて資金上の規正を行う程度改治活動の公明、選挙の公正は十分期し得られるものとする一方、候補者の概念を明確にし候補者たらんとする者をも含むと解釈する余地を一掃することによつで運用上不当に政治活動の抑制が行われない為、特に法第四条の規定を設けたものであると解するのを正当とするからである。

斯く解することによつて、初めて政党その他の団体等の政治活動の範囲が明確となり、これに参劃する者の明朗な活動が期待され、延いて民主政治の健全な発達に寄与するという本法の立法目的が達成されることになるのである。

又所論中、法第四条の規定が「届出」を云々しているのは、候補者たらんとした者の中、その後遂に当該選挙に立候補することを断念し結局立候補届出をしなかつた者は公職の候補者の概念から除外する趣旨を明かにしたに過ぎないもので、候補者たるの地位が立候補届出を論理的前提とすることに言及しただけであるとの点は、若しかかる見解に立てば届出未了の候補者を中心とする団体の規正は立候補届出という偶然的事実(届出という行為は一見、時日の経過と共に当然実現すべきも

ののように考えられるが、現実には必ずしもそうでなく、これをめぐる政治的事情 又は候補者たらんとする者の一身的事情等によつてしかく既定の事実ではなくで 偶発的事情に因つて多分に影響を受ける行為である)の成否に繋ることとなって 正自体甚だ不安定たることを免れないし、又これを法第八条の場合に当て篏めて の違反罪の成立乃至処罰と関連させて考えて見ると、候補者たらんとした者を推薦 するため寄附を受け、又は支出をした場合にはその時において違反罪としては完成 するわけであるが、処罰をするにはその候補者が現実に届出をするのを俟たなけれ ばならないこととなるのであろう。従つて届出完了という事実が本罪の処罰条件と だると解する外はないのであるが処罰条件を規定した他の法規の規定例えば破産 たると解する外はないのであるが処罰条件を規定した他の法規の規定例えば破条の規 定がかかる場合の為の規定であるとすることは到底不可能である。

不文所論の、では、 「大学学院」の、では、 「大学学院」の、では、 「大学学院」の、では、 「大学学院」の、では、 「大学学院」の、では、 「大学学院」では、 「大学学院の、 「大学学院」では、 「大学学院の、 「大学学院、 「大学学院の、 「大学学の、 「大学学の、 「大学学の、 「大学学院の、 「大学学の、 「大学学院の、 「大学学院の、 「大学学院の、 「大学学の、 「大学学院の、 「大学学院の、 「大

これを要するに、原判決が、法第三条、第八条にいう「公職の候補者」とは、第四条との関連解釈上届出を完了した後り候補者のみに限ると解したのは正当であつて、所論のような法令の通用に誤りはないのであるから、論旨は理由がない。

控訴趣意第二点(理由のくいちがい)について

所論の要旨は、被告人Aにに対する公訴事実は、B組合は昭和二十六年二月三日頃に、北海道知事選挙の候補者Kを推薦すること、及び右Kの主唱する政治上の主義及び施策を支持すること、即ち法第三条第二項所定の事項全部を目的とするに至り、よつて同条所定の協会その他の団体となつた、と言う事実を包含しているのであつて、以上の事実は本件の起訴状に訴因を明示して記載されてをるに拘らず、原判決は前記組合か公職の候補者の推薦を目的とする点のみを判断し、政治上の主義若しくは施策の支持を目的とした点を判断していない。この点において原判決は理由のくいちがいがあると言うのである。

しかし法第三条に政治上の主義若しくは施策を支持すると言うのは個々の候補者の政見とは無関係に一定の政治上の主義若しくは施策を支持することを言うものと解されるから、これに該当する事実を訴因とするのであれば、起訴状に、当該団体がその支持を目的とする政治上の主義若しくは施策の内容を具体的に記載しなけれ

ばならない。然るに被告人に対する起訴状にはかかる記載がないのみならず、Kの主唱する主義施策を支持する旨の記載すらなく、単に北海道知事選挙に候補者としてKを推薦することを決議し、右目的を達成する一手段として云々」と記載されているのであるから、右組合は候補者Kの推薦を目的とすると言うのが訴因であつて、主義施策の支持を目的とすることは訴因になつていないものとするの外はない。然らば原判次がこの点を判断しなかつたのは当外であつて、原判伏には理田のくいちがいはない。

以上の次第であるから、被告人A関係についての論旨はいずれも理由がないといわなければならない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い被告人Aに対する本件控訴は棄することとする。

(乙) 被告人口、同日に対する分。

控訴趣意第三点(法令適用の誤)について。

原判決はB組は元来単一組合で同組合C支部は全て同組合の決定指示に基き、同組合関係の事務を処理する関係にあるに過ぎないので、たとえ公訴事実中こ記載されているようた確認ないし決議がなされたとしても、政治資金も規正法の適用をうける政治団体となつたB組に対する同法上の支部として、自らも一個の政治団体たるの資格を有するに至つたものとは認めることができない。として右C支部か本法第十八条の支部であるとする公訴事実を否定しているのである

(罪となるべき事実)

B組合C支部はB組の一支部として支部独自のの規約を有し、右規約の定めるところに基いて、決議機関として支部年次大会を設け支部長、副支部長、書記長及び会計責任者等の執行機関を置き支部のみに関する組合業務は或程度本部から独立して独自の組合活動をなしていたものであるが、昭和二十六年二月二十四日小樽市M小学校におけるC支部年次大会で、同年四月行われる地方選挙には知事候補K、道議会議員候補F、小樽市議会議員候補H、同Gをそれぞれ正式に推薦することを決議して、B組支部とは別個の政治活動をなすに至つたところ、同年四月三日に前記K外三名はそれぞれ立候補の届出をなしたので、C支部としても右四名を推薦する目的を有する政治団体となつた。

従って、同支部として政治資金規正法第六条による届出がなされた後でなければ右候補者の推薦等の政治活動のために何等の支出をすることができないに拘らず、右届出をなさないで同年四月十日から同月二十六日迄の間に別表(三)のとおり三回に亘りいづれも小樽市c町d丁目e番地C支部事務所において前記候補者を推薦しこれに対し経済的援助をなしていたL会に対し合計金十九万六千八百円を寄附して支出したものである。

而して被告人DはC支部の支部長として同支部を代表し支部の業務全般を統括する者、被告人Eは同支部書記長として業務全般を処理し実質的な責任者であつたものである。

## (証拠)

- ・ 被告人Dの検察官に対する第一、二回供述調書 被告人Eの検察官に対する第一、二、五回供述調書 Nの検察官に対する第二、三回供述調書 Hの検察官に対する第一、二回供述調書 Gの検察官に対する第一回供述調書 Fの検察官に対する第一回供述調書

(法令の適用)

法律によれば、被告人両名の各所為は政治資金規正法第八条第二十三条第二項、第十八条に該当するから、所定刑中罰金刑を選択し、その範囲内で被告人Dを罰金一万円、被告人Eを罰金五万円に処すべく、右罰金を完納しない場合には金五百円 を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置することとし、訴訟費用の負担に

つき刑事訴訟法第百八十一条を適用し、よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 熊谷直之助 裁判官 成智寿朗 裁判官 宇野茂夫) (別表省略)